

# 死後事務委任契約



(契約の趣旨)

第1条 ●●さんと〇〇さんは、以下のとおり死後事務委任契約を締結します。

(●●さんの死亡による本契約の効力)

第2条 ●●さんが死亡した場合においても、本契約は終了しません。また、●●さんの相続人は、委任する人である●●さんの本契約上の権利義務を承継するものとします。

(委任事務の範囲)

第3条 ●●さんは、〇〇さんに対し、●●さんの死亡後における次の事務（以下、「本件死後事務」といいます。）を委任します。

- ① 行政官庁等への諸届け事務
- ② 献体、葬儀、火葬、納骨、永代供養に関する事務
- ③ 生活用品・家財道具等の整理・処分に関する事務
- ④ 医療費、入院費等の清算手続きに関する事務
- ⑤ 老人ホーム等の施設利用料等の支払い及び入居一時金その他残債権の受領に関する事務
- ⑥ 公共サービス等の名義変更・解約・清算手続きに関する事務
- ⑦ ペットの施設入所手続き
- ⑧ 以上の各事務に関する費用の支払い

2 ●●さんは、〇〇さんに対し、前項の事務処理をするに当たり、〇〇さんが復代理人を選任することを承諾します。

(献体・葬儀・火葬)

第4条 第3条の献体及び火葬は、献体登録先の大学で行ってください。万一、献体が行えなかった場合は、〇〇さんが指定する斎場にて葬儀を行い、火葬を行ってください。

(永代供養)

第5条 第3条の納骨及び永代供養は、〇〇宗 ■ ■ 寺派 ▲ ▲ ▲ 寺にて

執り行ってください。

(ペットの施設入所)

第6条 第3条のペットの施設入所は、■■■(事務局□□□)に依頼してください。

2 前項の入所期間は終身とし、費用は一括前払いとしてください。

(連絡)

第7条 ●●さんが死亡した場合、○○さんは、速やかに、●●さんがあらかじめ指定する親族等の関係者に連絡してください。

(預託金の授受)

第8条 ●●さんは、○○さんに対し、本契約締結時に、本件死後事務を処理するために必要な費用及び○○さんの報酬に充てるために金▲▲▲万円を預託します。

2 ○○さんは、●●さんに対し、前項の預託金(以下、「預託金」といいます。)について、預り証を発行します。

3 預託金には、利息を付けません。

4 預託金のうち金▲▲▲万円をペットの終身入所費用に充てることとします。

(預託金の定期返還)

第9条 ○○さんは、●●さんに対し、本契約締結後から1年が経過するごとに、ペットの終身入所費用の減額分返還のため、金▲▲万円を●●さん名義の金融機関の預金口座に振り込む方法により支払うこととします。支払いに要する費用は●●さんの負担とします。

2 万一、●●さんより先にペットが死亡したときは、○○さんは、ペットの施設入所費用として預託していた費用の全額を●●さん名義の預金口座へ振り込む方法で返還して支払うこととします。支払いに要する費用は、●●さんの負担とします。

(費用の負担)

第10条 本件死後事務を処理するために必要な費用は、●●さんの負担とし、○○さんは預託金からこれを支出することができます。

(報酬)

第11条 本件死後事務処理に対する報酬は、○○行政書士事務所の報酬基準によるものとし、本件死後事務終了後、○○さんは、預託金からその支払いを受けることができます。

(契約の変更)

第12条 ●●さん又は○○さんは、●●さんの生存中、いつでも本契約の変更を求めることができます。

第13条 ●●さん又は○○さんは、●●さんの生存中、次の事由が生じたときは、本契約を解除することができます。(次の事由省略)

(契約の終了)

第14条 本契約は、次の場合に終了します。(次の場合省略)

(預託金の返還、精算)

第15条

(報告義務)

第16条 ○○さんは、本件死後事務終了後1か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について、遺言執行者又は相続人又は相続財産管理人に対し、書面で報告するものとします。

- ① 本件死後事務につき行った措置
- ② 費用の支出及び使用状況
- ③ 報酬の授受

(守秘義務)

第17条 (内容省略)

(免責)

第18条 (内容省略)

(協議)

第19条 (内容省略)

